

業務委託契約書

栃木市（以下「甲」という。）と、株式会社〇〇（以下「乙」という。）は、栃木市物価高騰対応生活者支援商品券配布事業（以下「本業務」という。）の実施に係る業務委託に関して、次のとおり契約を締結する。

（業務の委託）

第1条 甲は、本事業に関する以下の各号の業務（以下「本業務」という。）を乙に委託する。

- (1) 事務局の設置・運営
- (2) 対象店舗の募集・選定にかかる業務
- (3) 商品券の作成・発送にかかる業務
- (4) 商品券の換金にかかる業務
- (5) 対象店舗への対応
- (6) 広報物の製作及び配布
- (7) コールセンターの設置・運営
- (8) 対象店舗及び消費者からの問い合わせ対応
- (9) 事業実施結果の分析とデータの管理

2 本業務の具体的な内容及び実施日程は、本契約に添付する仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

3 本業務の契約期間は、本契約の締結日から令和8年3月31日（火）までとする。

ただし、予算繰越議決のうえは履行期間延長を行う予定であり、その場合の履行期間は令和9年3月31日（水）を予定する。

（本業務の実施）

第2条 乙は、委託契約締結日から7日以内に本業務に着手しなければならない。

2 乙は、仕様書の定めに従い、本業務を実施する。

（実施報告）

第3条 乙は、本業務が終了した場合は、仕様書の定めに従い、本業務の成果を記載した事業報告書を作成し、甲に提出する。

2 甲は、前項に基づき乙から事業報告書を受領した場合は、速やかに事業報告書の内容を確認する。

3 本業務は、甲が前項の事業報告書を異議なく受領した時に完了する。

（保証）

第4条 乙は、第三者の著作権、所有権その他の権利を侵害することなく本業務を実施することを甲に保証する。ただし、仕様書又は甲の指示に基づく部分については、この限りではない。

2 乙は、前項の保証に違反して第三者から何らかの申立てがなされた場合は、自己の責

任と費用負担により当該申立てを解決する。

(委託料)

第5条 甲が乙に支払う本業務遂行の対価（以下「委託料」という。）は、仕様書規定の事務委託料〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）に、商品券の換金に要した原資の合計額とする。

(委託料の支払い)

第6条 乙は、第3条の規定による検査に合格したときは、甲の指定する請求書により、委託料の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項及び第4項の規定による支払の請求があったときは、請求日の属する月の翌月末までに委託料を支払う。なお、振込に係る手数料は、甲の負担とする。
- 3 甲は、第1項の規定にかかわらず、乙の請求により必要と認める場合には、当該業務に係る委託料の全部を前金払ることができる。ただし、前金払を受けたときは、事業完了後の精算手続きにより委託料の額が確定するまで、「無利息型の決済用預金口座」による分別管理を行うこと。
- 4 乙は、前項の規定により前金払を請求しようとするときは、甲の指定する請求書を提出するものとする。
- 5 乙は、前2項の規定により前金払を受けたときは、委託業務の完了後、遅滞なく委託料概算払精算書（様式第1号）を甲に提出しなければならない。
- 6 甲は、前項の委託料前金払精算書等の受理後、これに基づき委託料の額を確定し、乙にこれを通知するものとする。ただし、この精算に係る確定額と既に前金払した額の合計額が同額である場合には、甲は、この額の確定に係る通知を省略することができる。
- 7 乙は、第3項及び第4項の規定により前金払を受けた委託料の合計が、前項の精算に係る確定額を超えた場合には、甲と委託料の変更契約を締結した後に、その超えた額を甲の指定する期日までに甲の指定する方法により返還しなければならない。なお、振込に係る手数料は、乙の負担とする。
- 8 乙は、前3項による前金払を受けるときには、栃木市財務規則第94条第1項の規定により甲があらかじめ承認した保証人又は担保物を甲に提出するものとする。ただし、市長がその必要がないと認めた場合はこの限りではない。

(解除)

第7条 甲及び乙は、相手方が本契約に違反し、相当の期間を定めた是正の催告後も当該違反を是正しない場合は、相手方に書面で通知することにより、本契約の全部または一部を解除することができる。

- 2 前項に基づく本契約の解除は、解除者から被解除者に対する損害賠償請求を妨げない。

(本契約終了後の措置)

第8条 乙は、本契約が本業務の実施期間の満了前に終了した場合は、その終了までに実施した役務を甲に報告し、また、その終了時までに制作した成果物を甲に引き渡す。

2 本契約が終了した場合であっても、第4条、第6条第2項、本条、第8条から第11条までの定めは、引き続き有効に存続する。

(秘密保持等)

第9条 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約の履行に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

3 乙は、甲の承諾なく、この契約の履行を行う上で得られた資料等（委託業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ又は譲渡してはならない。

(損害賠償)

第10条 甲及び乙は、本契約の履行において自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する。

(協議解決)

第11条 本契約に関して疑義が生じた事項又は本契約に定めのない事項が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ妥当な解決を図る。

(紛争の解決)

第12条 この契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む。）については、専属管轄を除くほか、甲の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

以上、本契約の成立を証して本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年3月 日

甲 栃木県栃木市万町9番25号
栃木市
市長 大川秀子

乙 住所
団体名
代表者役職・氏名